明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定（四）　二
〔省　令〕
○燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令（経済産業四三）　三
〔告　示〕
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の効力発生に関する件（外務三二六）　一五
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（経済産業一六〇）　一六
○原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（同一六一）　一六
○成田国際空港の施設の変更を許可した件（国土交通七三二）　一六
○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第二条第三項の規制区域に変更があった件（同七三三）　一八
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　一九
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　九〇
裁判所
破産、免責関係　九一
特殊法人等
平成二十一年度警察共済組合決算、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、招請、西日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了関係　二三
会社その他
会社決算公告　二四
二六

本号で公布された法令のあらまし

◇脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、バミューダとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とバミューダとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）

この協定における用語の一般的定義について規定している。（第一条関係）

2　情報の交換（第二章関係）

㈠　この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて両締約者の権限のある当局が支援を行うこと等について規定している。（第二条関係）

㈡　情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している。（第三条関係）

㈢　第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している。（第四条関係）

㈣　次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している。（第五条関係）

(1)　被要請者の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。

(2)　被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するためにすべての関連する情報収集のための措置をとる。

(3)　各締約者は、第二条に規定する目的のため、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(4)　要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならない。

㈤　被要請者における租税に関する調査の際の要請者の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している。（第六条関係）

㈥　被要請者の権限のある当局は所定の場合に支援を拒否することができること、この協定は一方の締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している。（第七条関係）

㈦　この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとする旨規定するとともに、当該情報を開示することができる相手の範囲等について規定している。（第八条関係）

㈧　被要請者の法令又は行政上の慣行によって情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護について規定している。（第九条関係）

㈨　支援の提供において生じた費用の負担については両締約者の権限のある当局の間で合意されることを規定している。（第一〇条関係）

3　課税権の配分（第三章関係）

㈠　第三章の規定の対象となる者及び租税の範囲並びに第三章の規定において用いられる「一方の締約者の居住者」に該当する個人について規定している。（第一一条～第一三条関係）

㈡　一方の締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約者においてのみ課税することができることを規定している。（第一四条関係）

㈢　政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約者においてのみ課税することができることを規定している。（第一五条関係）